

屋外広告物公共掲示板掲出届

平成 年 月 日

大分県別府土木事務所長 殿

掲出者（又は代理人）
住 所
氏 名 印
TEL

大分県屋外広告物公共掲示板管理要領に基づき下記のとおり届け出ます

記

1・掲出内容

2・掲出期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3・掲出枚数

枚

- (注) 1) 公共掲示板の利用については、他の利用者に迷惑を及ぼさないようにすること。
2) 利用者は、掲出期間満了後速やかに撤去すること。
3) 利用者の故意又は過失に因り公共掲示板に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。